独立行政法人交通安全環境研究所会計規程実施細則第30条

(競争参加者の制限)

- 第30条 成年被後見人、被補佐人及び被補助人並びに破産者で復権を得ない者を、競争に参加させることができない。
 - 2 次の各号の一に該当すると認められる者を、その事実があった後2年間競争 に参加させることができない。これを代理人、支配人その他の使用人として 使用するものについても、また同様とする。
 - (1)契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - (2)公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - (3) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - (4) 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
 - (5) 正当な理由無くして契約を履行しなかった者
 - (6)前各号の一に該当する事実があった後2年を経過しないものを契約の履行に当たり、代理人、支配人、その他使用人として使用した者
 - (7) 国において指名停止措置を受け、指名停止期間中の者
 - 3 前項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者を競争に参加させ ることはできない。